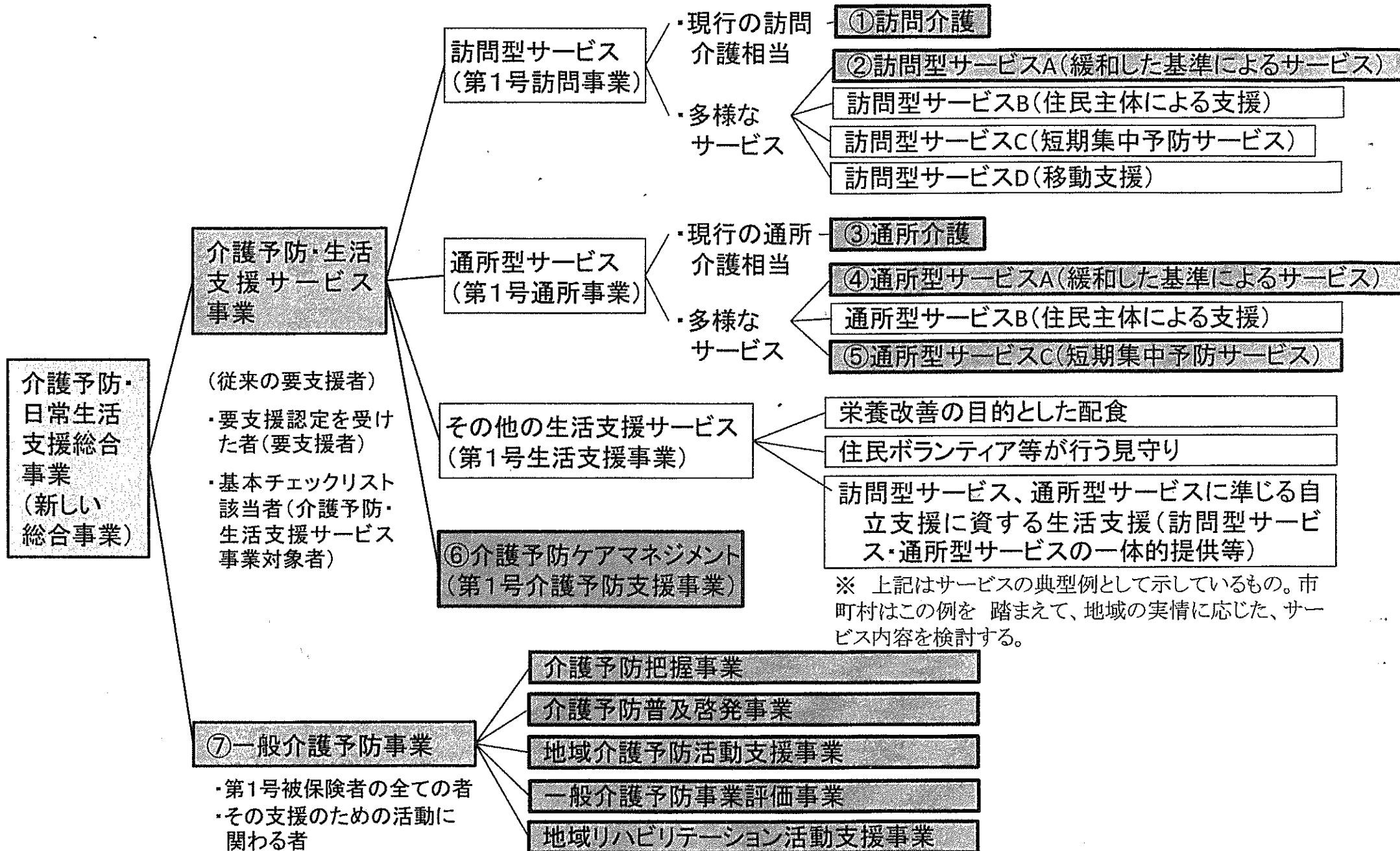


台東区における新総合事業の 実施予定内容について

台東区福祉部高齢福祉課

1. 台東区における新総合事業の実施予定内容について



1. 台東区における新総合事業の実施予定内容について(詳細)

①訪問型サービス 訪問介護

・・・現行の介護事業者が提供する介護予防訪問介護サービス。基準・単価なども同一のもの。
対象者は「要支援1・2該当者」。または、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

②訪問型サービス 訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)

・・・区が指定する介護事業者が提供する基準などを緩和したサービス。
人員資格や、内容などを緩和する代わりに、介護報酬について現行サービスよりも減額する。
対象者は「要支援1・2該当者」。または、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

③通所型サービス 通所介護

→見直し指針

・・・現行の介護事業者が提供する介護予防通所介護サービス。基準・単価なども同一のもの。
対象者は「要支援1・2該当者」。または、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

④通所型サービス 通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)

→要申請

・・・区が指定する介護事業者が提供する基準などを緩和したサービス。
人員資格や、内容などを緩和する代わりに、介護報酬について現行サービスよりも減額する。
対象者は「要支援1・2該当者」。または、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

⑤通所型サービス 通所型サービスC(短期集中予防サービス)

→要申請

・・・台東区が直接又は委託などを用いて提供する短期集中予防サービス。
現在の二次予防事業相当事業を実施。
対象者は「要支援1・2該当者」。または、基本チェックリストなどで選定された「事業対象者」。

1. 台東区における新総合事業の実施予定内容について(詳細)

⑥介護予防ケアマネジメント

- ・・・地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者が行う、ケアマネジメント。
従来の介護予防支援で行う介護予防ケアマネジメントよりも内容を類型化する。
総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のサービスを利用する場合は介護予防ケアマネジメントを必ず行う。

⑦一般介護予防事業

- ・・・台東区が直接又は委託などを用いて提供する地域づくりや自立支援に資する取組を行う事業。現在の一次予防事業などを拡充させ実施。
対象者は65歳以上高齢者全て。

ここに記載のない事業については、新総合事業移行のち、需要等を見定めながら実施の可否について、検討していく。

<通所型サービス>

		現行の通所介護相当のサービス	緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）
通所型サービスの基準	人員	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・常勤・専従1以上 ・生活相談員・・・専従1以上 ・看護職員・・・専従1以上 ・介護職員・・・～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 （生活相談員・介護職員の1以上は常勤） <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員・・・1以上 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・専従1以上 ・従事者・・・～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に必要数 ※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを提供するために必要な場所（3㎡×利用定員以上） ・必要な設備・備品
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・従事者の清潔の保持・健康状態の管理（法定） ・従事者又は従事者であった者の秘密保持（法定） ・事故発生時の対応（法定） ・廃止・休止の届出と便宜の提供（法定）
	現行とのサービス等比較		<ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬に処遇改善分も含め算定 ・基準緩和型サービスであるため、専門職の配置等による加算・減算は行わない（基本報酬のみ） ・入浴の提供は行わない ・サービス提供時間は2時間以上5時間程度

<通所型サービスと通所介護を一体的に実施する場合の介護給付の基準>

		現行の通所介護相当のサービスと一体的に実施	緩和した基準によるサービス（通所型サービスA）と一体的に実施
一体的に行う場合の介護給付の基準	人員	<p>●現行と同様、従事者が専従要件を満たしているとみなし、要支援者と要介護者を合わせた数で介護給付の基準を満たす（波線部分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・常勤・専従1以上 ・生活相談員・・・専従1以上 ・看護職員・・・専従1以上 ・介護職員・・・ ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.2以上 <p>（生活相談員・介護職員の1以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員・・・1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>	<p>●従事者が専従要件を満たしているとみなし、要介護者数だけで介護給付の基準を満たし、要支援者には必要数（波線部分）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者※・・・常勤・専従1以上 ・生活相談員・・・専従1以上 ・看護職員・・・専従1以上 ・介護職員・・・ ～15人 専従1以上 15人～ 利用者1人に専従0.1以上 <p>（生活相談員・介護職員の1以上は常勤）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員・・・1以上 <p>※ 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能</p>
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・食堂・機能訓練室（3㎡×利用定員以上） ・静養室・相談室・事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要なその他の設備・備品 	
	運営	<ul style="list-style-type: none"> ・個別サービス計画の作成 ・運営規定等の説明・同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ・秘密保持等 ・事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 等 	
	備考		必ずしも場所を分ける必要はないが、必要に応じてプログラム内容は区分するなど、要介護者の処遇に影響がないよう配慮。
	その他		